

市民委員会資料 ①

1 平成25年第3回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第 99号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第100号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第117号 平成25年度川崎市一般会計補正予算
- (4) 議案第118号 平成25年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- (5) 議案第123号 平成24年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
- (6) 議案第127号 平成24年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 報告第 18号 公益財団法人川崎市国際交流協会ほか26法人の経営状況について
①一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会
- (8) 報告第 19号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

資料1 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

市民・こども局こども本部

(平成25年8月29日)

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成12年3月24日条例第15号</p>	<p style="text-align: right;">平成12年3月24日条例第15号</p>
<p>○川崎市児童福祉審議会条例</p>	<p>○川崎市児童福祉審議会条例</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）</p>	<p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）</p>
<p>第8条第3項の規定に基づく川崎市児童福祉審議会（以下「審議会」とい</p>	<p>第8条第3項の規定に基づく川崎市児童福祉審議会（以下「審議会」とい</p>
<p>う。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>う。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(所掌事務)</p>	<p>(所掌事務)</p>
<p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p>	<p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p>
<p>(1) 児童の福祉に関すること。</p>	<p>(1) 児童の福祉に関すること。</p>
<p>(2) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。</p>	<p>(2) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。</p>
<p>(3) 母子保健に関すること。</p>	<p>(3) 母子保健に関すること。</p>
<p>(4) 障害児の福祉に関すること。</p>	<p>(4) 障害児の福祉に関すること。</p>
<p>(5) 児童福祉施設及び里親に関すること。</p>	<p>(5) 児童福祉施設及び里親に関すること。</p>
<p>(6) 児童虐待の防止等に関すること。</p>	<p>(6) 児童虐待の防止等に関すること。</p>
<p>(組織)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第3条 審議会は委員20人以内をもって組織する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(委員の任期)</p>	<p>(委員の任期)</p>
<p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者</p>	<p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者</p>
<p>の残任期間とする。</p>	<p>の残任期間とする。</p>
<p>2 委員は、再任されることができる。</p>	<p>2 委員は、再任されることができる。</p>
<p>3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され</p>	<p>3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され</p>
<p>るものとする。</p>	<p>るものとする。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>(委員長)</p>
<p>第5条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p>	<p>第4条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p>

改正後	改正前				
<p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</p>	<p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</p>				
<p>第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</p>	<p>第5条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</p>				
<p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p>	<p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p>				
<p>3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p>	<p>3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p>				
<p>4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>				
<p>(部会)</p>	<p>(部会)</p>				
<p>第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p>	<p>第6条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 756 304 804">第1部会</td> <td data-bbox="304 756 1066 804">里親に関すること。</td> </tr> </table>	第1部会	里親に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 756 1299 804">第1部会</td> <td data-bbox="1299 756 2060 804">里親に関すること。</td> </tr> </table>	第1部会	里親に関すること。
第1部会	里親に関すること。				
第1部会	里親に関すること。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 810 304 1209">第2部会</td> <td data-bbox="304 810 1066 1209"> 1 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 6 その他児童の福祉に関すること(第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。)。 </td> </tr> </table>	第2部会	1 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 6 その他児童の福祉に関すること(第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。)。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 810 1299 1209">第2部会</td> <td data-bbox="1299 810 2060 1209"> 1 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 6 その他児童の福祉に関すること(第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。)。 </td> </tr> </table>	第2部会	1 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 6 その他児童の福祉に関すること(第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。)。
第2部会	1 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 6 その他児童の福祉に関すること(第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。)。				
第2部会	1 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 6 その他児童の福祉に関すること(第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。)。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1216 304 1436">第3部会</td> <td data-bbox="304 1216 1066 1436"> 1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。 </td> </tr> </table>	第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1216 1299 1436">第3部会</td> <td data-bbox="1299 1216 2060 1436"> 1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。 </td> </tr> </table>	第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。
第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。				
第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。				

改正後		改正前	
第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。	第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。
<p>2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。</p> <p>3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。</p> <p>4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。</p> <p>5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</p> <p>6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 (庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p>		<p>2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。</p> <p>3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。</p> <p>4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。</p> <p>5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</p> <p>6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 (庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。 (委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p>	

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>
<p>平成24年12月14日条例第54号</p>	<p>平成24年12月14日条例第54号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第4条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第4条）</p>
<p>第2章 児童発達支援</p>	<p>第2章 児童発達支援</p>
<p>第1節 基本方針（第5条）</p>	<p>第1節 基本方針（第5条）</p>
<p>第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）</p>	<p>第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）</p>
<p>第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）</p>	<p>第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）</p>
<p>第4節 運営に関する基準（第12条～第56条）</p>	<p>第4節 運営に関する基準（第12条～第56条）</p>
<p>第5節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～<u>第62条の2</u>）</p>	<p>第5節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～<u>第62条</u>）</p>
<p>第3章～第6章 略</p>	<p>第3章～第6章 略</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（用語の意義及び字句の意味）</p>	<p>（用語の意義及び字句の意味）</p>
<p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
<p>（1）～（3） 略</p>	<p>（1）～（3） 略</p>
<p>（4） 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。<u>以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。</u>）第79条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業、<u>指定障害福祉サービス基準条例</u></p>	<p>（4） 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）第79条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業、<u>同条例第142条</u>に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、<u>同条例第152条</u>に規定す</p>

改正後	改正前
<p>第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、<u>指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）</u>のことをいう。</p> <p>（指定生活介護事業所に関する特例）</p> <p>第61条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（<u>指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。</u>）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。</p> <p>（1） 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>（2） この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>る指定自立訓練（生活訓練）の事業、<u>同条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）</u>のことをいう。</p> <p>（指定生活介護事業所に関する特例）</p> <p>第61条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（<u>川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。</u>）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。</p> <p>（1） 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>（2） この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

改正後	改正前
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第62条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第60条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</p>	

改正後	改正前
<p>を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日分当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、<u>第61条から第62条の2まで</u>、第71条、第73条、第77条及び第78条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条において準用する第71条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第82条において準用する第71条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第82条において準用する第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第71条第6号中「実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)」とあるのは「実施地域」と、第78条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、第61条、<u>第62条</u>、第71条、第73条、第77条及び第78条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条において準用する第71条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第82条において準用する第71条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第82条において準用する第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第71条第6号中「実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)」とあるのは「実施地域」と、第78条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p>